令和4年5月24日

宮城県離職者等再就職訓練事業　過去に寄せられた質疑・応答

項　　目	質　問　内　容	回　　答
事業所の移転	事業所の移転の予定があり、企画提案提出時点で移転先との契約が未了の場合、企画提案は現状のものでの申請で構わないか。	企画提案時は現状のもので提出していただき、移転先との契約完了後、速やかに移転先についての必要書類を提出願います。 なお、企画提案時に移転先について記載可能なものは、企画提案書類の様式を用いて、参考資料として提出願います。 また、訓練期間中に移転となる訓練コースにご提案の場合は、その間に使用する仮教室の書類についても、参考資料として提出願います。
企画提案説明書3-1 訓練期間	訓練日程を一週間程度変更し、企画提案することは可能か。	企画提案説明書1（募集要領）の6（4）オに記載されているとおり、訓練日程については、企画提案説明書3-1の期間とし、発注者（県）の許可がない限り、変更は認められません。 企画提案にあたっては、企画提案説明書3-1の期間で提出願います。
企画提案様式 様式5 職業訓練の実績	企画提案様式の様式5の1「同レベルの就職率」について、訓練修了後3ヶ月の実績を記入とある。 特例に関する厚生労働省の通知の中に「2.委託先機関の選定における特例」ということで、「特例対象訓練コースの就職率については3ヶ月を6ヶ月に読み替え後の就職率を用いる。」とある。6ヶ月後の就職率での提出は可能か。 【国通知】「委託訓練実施要領」における就職支援経費就職率の特例について 開発0707 第1号　令和2年7月7日	就職率の算定にあたって、特例対象訓練コースの就職率読み替えに該当するコースについては、6か月後の就職率を記載してください。 なお、既に企画提案を提出している事業者で、特例対象訓練コースの就職率読み替えに該当するコースがある場合は、事業者に連絡の上、当課で6か月後の就職率に読み替えて審査します。

項　　目	質　問　内　容	回　　答
企画提案説明書1 8(1) 事業者の訓練実績	企画提案説明書1の8(1)に「3年以内(平成30年度以降)に事業の訓練実績があり」という記載がある。これは、新規事業者の参入はできない、もしくは企画が通らなかった企業はこの先にずっと応募しても採用されないという理解でいいか。	説明書8(2)において、「上記(1)に該当しない場合、又は提案者が複数の場合については、応募のあった訓練科の企画提案について、選定委員会において、以下のとおり書類審査により審査する。」と記載してあるとおり、新規事業者の参入または企画提案不採用事業者の提案を阻むものではありません。 なお、求職者支援訓練での実績のみの場合、本県以外での離職者等再就職訓練での実績のみの場合は、企画提案様式の様式5の2にその実績を記載してください。
別添5-1、5-2 実務に役立つIT活用力習得コース	別添5-1、5-2実務に役立つIT活用力習得コースについて、科目内容の詳細に「※社内外，異なるデバイスからのアクセス」とあるがこれは受講者のスマートフォンなどでも良いのか。	受講者の私物(スマートフォン等)を利用して訓練を実施する場合は、あらかじめ受講者の同意を得る点、事業者側であらかじめセキュリティ面の安全性を確保しなくてはならない点にご留意ください。
企画提案説明書2 6(2) オンラインを活用した訓練	オンライン訓練について， ①「オンライン授業に必要な設備を受注者が訓練受講者に無償で貸与できない場合においては、受注者が有償で貸与するものとし」とあるが金額の条件があるのか。 ②希望する受講者のみオンライン授業でも可能ということか。	①金額の設定はありませんが、訓練生にとって無理のない金額での設定をお願いします。また、有料で貸与する際の金額について、募集時に周知する必要があります。参考までに、教材費の上限は15,000円(外税)程度としております。 ②可能ですが、通所の訓練生と同等の訓練効果を担保できる場合に限ります。また、6(2)キの要件を満たすことが必要です。
別添5-1、5-2 実務に役立つIT活用力習得コース	別添5-1、5-2実務に役立つIT活用力習得コースについて、こちらで申請する場合は、訓練科名「その他」の訓練に該当という理解で良いか。	ご認識のとおりです。ただし、「その他」コースは、今回の企画提案募集では、訓練期間は1か月と3か月の設定のみとなっておりますので、ご留意ください。内容については、企画提案説明書3-2をご参照ください。
仕様書　各コースとも4ページ目、6-(2)-ウ「訓練受講希望者の応募状況に応じた措置」について	訓練受講者の応募者が８名、選考で８名全員が合格したものの、訓練開始前までに何らかの理由により２名が辞退し、６名となった場合、訓練実施に関し改めて発注者側との協議を行うことは可能か。	各仕様書において「訓練受講者の応募者が7名以下の場合は、受託業務の実施に関し、発注者との間で別途協議を行うことができる」と規定していますが、ご質問のケースでは既に辞退者含む８名に合格通知を発出しており、職業訓練の受講機会の提供という本事業の目的から考えて、訓練実施の検討にあたっては慎重を期してください。
講師の資格	講師によっては合格証を保管していない(紛失した)ものもあるが、資格・免許欄には合格証提出可能なもののみ記載となるのか。	合格証のほか、再発行等によって資格・免許を有していると確認できる書類や写しが提出できるもののみ記載して下さい。
介護の訓練	介護職員初任者研修実践科への応募を検討しているが、職業訓練指導員免許を取得している講師がいない。大学(短期大学を除く)を卒業した者で介護福祉士として四年以上の実務経験、講師としても四年以上の経験がある者が担当する場合、要件を満たしているか。	講師の要件については、「宮城県介護員養成研修事業実施要綱　別紙5　初任者研修講師要件一覧」をご確認下さい。なお、介護職員初任者研修を実施する場合は、企画提案書提出時までに宮城県介護員養成研修事業者の指定を受ける必要があります。
訓練時間	宮城県介護員養成研修事業実施要綱に定める各科目の時間数を満たせば、訓練時間を50分授業にしてもよいか。	宮城県介護員養成研修事業実施要綱に定める各科目の時間数を満たすよう設定していれば50分授業であっても受付はいたしますが、60分を1時間(時限)として算定するよう努めてください。

項　　目	質　問　内　容	回　　答
訓練期間	訓練期間は訓練計画通りの日程しか提案できないのか。	訓練期間は離職者等再就職訓練計画表の日程で提案するようお願いしています。
定員	弊社はIT分野での提案を検討しているが、訓練計画表を見ると、定員が予め20名と記載がある。弊社の教育センターでは定員が15～18名の教室しかない為、例えば15名としての提案は可能か。	離職者等再就職訓練計画表の人数以下の定員設定では、提案することはできません。
自習室	自習用教室は講習用教室と必ず別に用意する必要があるのか。	自習室の解放については必須条件ではありませんので、必ずしも講習用教室と別に用意しなければならないものではありません。
ロッカー	ロッカーは必須の設備か？個別に鍵のあるものが必要か。	ロッカーの設置については必須条件ではありませんので、必ず用意しなければならないものではありません。なお、ロッカーについては、防犯上の理由から鍵がついているタイプが望ましいと考えます。
教室の移設	現在職業訓練を実施している教室を同敷地内で移設する予定がある。教室は今後環境整備を行うため今回の企画書提出の時点では施設写真や教室面積等が記載できない。このような場合は教室面積等は予定を、施設等の写真は予定及び現状の提出でも構わないか。	設備環境については設計資料に基づいた内容を現段階の予定として記載願います。施設等の写真については現状のものを提出願います。 なお、上記資料については、移設が完了後速やかに実際の設備に基づいた資料を再度提出していただきます。
教室の重複使用	当施設において実施が決定しているAコースの訓練開始が12月26日までの場合、同じIT室を使用する12月25日開始のBコースに応募することは可能か。Aコースは12月26日が修了式であり、IT室を使用するカリキュラムは25日までとなる。また、Bコースは12月25日が入校式であり、IT室を使用するカリキュラムは26日からになる。よって同じ日にIT室を重複して使用することはない。しかし『様式4』に記載する教室は同じIT室であり、日程的に重なってしまうことになる。こういった場合、Bコースへの応募が可能か。	Aコース及びBコースそれぞれのカリキュラムで使用する各教室を重複せず、必ず確保できるのであれば、応募可能です。
就職支援	関係事業所の職員に来校してもらい、意見交換等を行うということでもよいか。	現職事業者との意見交換の他、現場における職業体験の機会提供についてもご配慮ください。
訓練生の負担	「職場実習中に再委託先である事業主と訓練受講者の間で金銭の授受は行わないこと」とあるが、職場実習中の昼食について、実習委託先から利用者の方に出す昼食と同じもの（有料：約500円）を一緒に食べてほしいという依頼があった場合、訓練生が昼食代を支払うことは金銭の授受ということになるのか。	金銭の授受には該当しませんが、訓練生が実習委託先からの昼食購入の有無について選択できることが望ましいと考えます。
訓練生の負担	職場実習事業所及び訓練導入講習での関係事業所訪問の際の交通費は訓練生の負担としてもよいか。	訓練生の自己負担となりますので、あらかじめ自己負担額等について訓練生に説明をお願いします。
訓練生の負担	受講生を保険に加入させたいと考えているが、保険料を受講生負担とすることは可能か。	訓練生向けの保険としては職業訓練生総合保険がありますので、訓練生には県から本保険の加入について案内いたします。なお、保険料は、訓練生の負担となります。